

用地調査等業務費積算基準（新旧）（抄）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><b>第4 共通</b>  <b>1 打合せ協議</b></p> <p>※ 成果品の品質向上のため、照査技術者にも上記の打合せの出席を求める場合は、<u>「用地調査等業務等における成果物の品質確保対策について」</u>（令和6年10月4日付け用地部長通知）の1.（5）<u>成果物の照査</u>のとおり、照査技術者分の歩掛を計上するものとする。</p>	<p><b>第4 共通</b>  <b>1 打合せ協議</b></p> <p>※ 成果品の品質向上のため、照査技術者にも上記の打合せの出席を求める場合は、<u>「用地調査等業務における成果物の品質確保対策の強化について」</u>（令和2年8月12日付け用地企画課長事務連絡）の3. <u>積算上の取り扱い（試行）</u>とおり、照査技術者分の歩掛を計上するものとする。</p>